



平成28年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 ニチュ三菱フォークリフト株式会社
代表者名 代表取締役社長 二ノ宮 秀明
(東証第 1 部・コード7105)
問合せ先 総務部長 松浦 英生
〔TEL 075-956-8602〕

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月29日（水）開催の第115期定時株主総会に「定款一部変更の件」を上程することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についてもその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条及び第40条に所要の変更を行うものであります。

なお、定款第 30 条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(<u>社外取締役</u> の責任限定契約) 第 30 条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(<u>取締役</u> の責任限定契約) 第 30 条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等である者を除く）</u> との間に、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第 40 条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(<u>監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第 40 条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成28年 6 月29日 (水)
定款変更の効力発生日	平成28年 6 月29日 (水)

以 上